

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	二宮町 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>二宮町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 <p>番号法の別表第二に基づいて、二宮町は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル
 介護保険料賦課ファイル
 介護受給者台帳ファイル
 介護給付実績ファイル
 介護特別徴収対象者情報ファイル
 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[实施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--------------------	---------------------------------------

	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第46条、第47条</p> <p>②法令上の根拠</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、93、94、97、108、109、119の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

6. 他の評価実施機関

—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	二宮町役場 健康福祉部 高齢介護課長
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 高齢介護課長

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月28日	評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 健康長寿課 ② 西山 哲也	① 健康福祉部 福祉保険課 ② 黒石 俊彦	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 健康長寿課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成28年7月28日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 健康長寿課	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	事後	
平成29年7月31日	II の1の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな
平成29年7月31日	II の2の時点	平成27年7月1日時点	平成29年7月10日時点	事後	その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな その他の項目の変更であり 事前提出が義務付けられな
令和1年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	① 健康福祉部 福祉保険課 ② 黒石 俊彦	① 健康福祉部 高齢介護課 ② 高齢介護課長	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	二宮町役場 健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	二宮町役場 健康福祉部 高齢介護課	事後	
令和1年6月29日	IV リスク対策		追加	事後	
令和1年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査 支払等システムにて使用するデータについて、 電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連 合会等の間で、データの送受信を行うシス テム)	事後	
令和1年6月29日	2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格ファイル (2)認定ファイル (3)受給ファイル (4)給付ファイル (5)賦課ファイル (6)収満納ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月29日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	全文	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総 務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七 号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、 6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、 56の2、58、61、62、80、81、87、93、9 4、97、108、109、119の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3 条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の 3、第15条、第19条、第22の2条、第24条 の2、第25条、第25条の2、第30条、第31 条の2、第32条、第33条、第43条、第43条 の2、第44条、第46条、第47条、第49条、 第55条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和1年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万以上10万人未満	事後	
令和4年3月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第 二の主務省令で定める事務及び情報を定める 命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総 務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七 号) 第46条、第47条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、 6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、 56の2、58、61、62、80、81、87、93、9 4、97、108、109、119の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3 条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の 3、第15条、第19条、第22の2条、第24条 の2、第25条、第25条の2、第30条、第31 条の2、第32条、第33条、第43条、第43条 の2、第44条、第46条、第47条、第49条、 第55条、第55条の2、第59条の3	事後		
令和4年3月11日	II の1の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	
令和4年3月11日	II の2の時点	平成29年7月10日時点	令和4年3月11日時点	事後	